

懸念事項等の確認について  
～民都大阪休眠預金等活用団体～  
議事録

平成30年12月26日（水）14:56～16:22  
中央合同庁舎8号館4階共用416会議室

内閣府指定活用団体指定担当室

## 懸念事項等の確認について

1. 日時：平成30年12月26日（水）14:56～16:22

2. 場所：中央合同庁舎 8 号館 4 階416会議室

3. 出席者：

（指定申請団体）一般財団法人人民都大阪休眠預金等活用団体 出口正之理事長、  
池内啓三理事

（内閣府）幸田内閣府審議官、嶋田指定活用団体指定担当室室長、  
松下指定活用団体指定担当室参事官

○松下参事官 それでは、揃いましたので、懸念事項等についての確認を始めさせていただきます。

内閣府側からは、内閣府審議官の幸田、指定活用団体指定担当室室長の嶋田、私、参事官をしております松下が御説明をお伺いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の懸念事項等の確認につきまして、冒頭から終了までの議事録及び本日御提出いただいております懸念事項等の考え方は、指定活用団体が指定された後に公表予定となっております。また、前回の面接でお伝えしましたことと同様に、懸念事項等の確認が実施されたことや内容、懸念事項等の確認に関する情報をほかに漏らさないようお願いを申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、懸念事項等について項目ごとに確認をさせていただきます。

まず項目1「評議員の構成について、分野、性別でやや偏りがある。専門性・技術的基礎は確認できるが、多様性に懸念が残るとの指摘がある。これらに対する考え方を伺いたい。」につきまして、この回答資料自体は公表しますので、御回答の全文ではなくて概要の御説明をお願いいたします。

○出口代表理事 ありがとうございます。それでは、そちらさんが自己紹介されましたので、簡単に横の理事は池内理事でございます。現職は学校法人関西大学の理事長でございます。

私は理事長の出口でございます。私自身はずっとこの分野、制度改革を含めて一生懸命やってきたつもりですが、内閣府の公益認定等委員会委員を務めて、常勤委員も務めております。2期を務めて現在というか、前職もそうなのですが、国立民族学博物館の教授をしております。

今の第1点でございますけれども、これについては私ども非常に力を入れたところでございまして、御承知のとおり今回の件は、内閣総理大臣の指定という大変立派な権威をいただいて、オールジャパンの体制を組むことができるかと思うのですが、申請の段階に当たってはそれが無い状態で人事を進めないといけない。そうすると、どうしても知り合い

とかそういうものに頼ってしまうか、あるいは何か別のところの権威に頼って、そこで集めるかしないといけなくなってしまうことに、かなり早期の段階に気がつきました。それで私どもとしては、後から申し上げます分野別に会計がばらばらになっておりますので、まず会計のところでのいろいろな専門家を集めて、あとは、あれは議連の望ましいと書いてあったスタイルですか。いろいろな経済団体とか金融機関とかそういったものにつきましては、定款の変更の案に書き込んで、その団体から推奨を受ける形にしています。

具体的にどのようにするのかということに関しましては、評議員議事細則というのがお手元の資料にあるかと思うのですが、406ページの20条から30条で推奨を受けるということにしています。しかも単に推奨を受けるだけではなくて、オールジャパンということから考えて経済団体は北海道経済連合会から、つまり北から。それから、労働団体につきましては南から推薦をお願いする。南から、北から推薦をお願いするというのは、つまり幾つもの推薦を受けるというわけではなくて、北の北海道経済連合会からオールジャパンの経済団体の代表という人を推奨していただいたら、それを定款に基づいて選任させていただくという形です。もし北海道の経済連合会が推薦を出さないとか、推薦していただいた方が次期やらないといったときには、次のところからということで、時間はかかるのですけれども、そういう形にしています。こういうことによってオールジャパンを本当にオールジャパン、地域も含めたオールジャパンの人に入らせていただこうと思っています。

ジェンダーバランスにつきましては、その段階でジェンダーバランスがとれればもちろんいいなと思っていますが、とれない場合につきましても評議員の定足数を非常に実は上げているのです。25名までにしております、現在はその半分ぐらいしかおりませんので、全体のバランスを見てジェンダーバランスに偏りがある場合には、総理大臣の指定という権威に基づいてふさわしい人をお願いしようかなと思っています。したがって、私どもとしては、この点におけるオールジャパンの構成については大変自信を持っているところでございます。

以上でございます。

○嶋田指定担当室長　ありがとうございます。

質問を1つ、2つ。まず回答で書いておられますように、評議員を大体20名弱ぐらいまで最大増やしていくというような御計画でいらっしゃるということになりますと、例えば評議員が非常に多くなったときに、例えば評議員会というのは年どれぐらいやるのかなとか、あるいはみんなたくさん集まっているいろいろな分野から来るので、そういった方々でしっかりと期待できるような議論がちゃんとできるのかということについては、どういうふうか。

○出口代表理事　それにつきましては、私は例えば諸外国の状況もよく承知していますが、日本のようにFace to Faceでこういう会議を今どきしている国はほとんどありません。どうしてFace to Faceですかというと、みんな東京にいて、東京に集まりやすいから東京に来てくださいということになります。ですから我々としては、大阪にベースを置いて大

阪に集まるということは決して現実的ではありませんので、他の国と同様に、どこの地域に住んでもこういうことにコミットできるという体制と、電子上の会議ですとか、あるいはテレビ会議を使った会議をするということで、それにつきましても予算も計上していますし、申請書の中でも書き込んでいたと思います。

我々が出る一番の目的の一つは、まさにそこでありまして、この時代に一体ほかのどこに、ニュージーランドにしてもオーストラリアにしても島がいっぱいあって広いですし、アメリカでもそうでしょうけれども、何で理事会だ何だというので全員がどこかに集まるなんてことを、今、企業でもほとんどしていないのに、何で役所関係だけするのかということに対して、我々が主張することも大きな点だと思えます。

第1回目は日程がきついで、第1回についてはどのぐらい集まるかについて自信がないのですが、全部そろろうのは次回の6月からになります。そのときにはほぼ欠席なしで、1、2名、原丈人さんなんかいらっしゃるのでどうかと思いますけれども、欠席は1、2名に留めるようにしたいと思っております。

○松下参事官 私から1つお伺いしたいのですけれども、評議員を各団体から推奨する推奨制について、例えば多様性の確保ですとか、あと私が思いましたのは休眠預金の制度の理解を広げるといったことのメリットもあると思うのですが、一方で持ち回り制にすることで例えば評議員の中での知見の蓄積ですとか、財団にとって的確な判断がなされるかということについて、どのようにお考えでしょうかということをお教えいただけますか。

○出口代表理事 これは100年計画でございまして、北からというのは評議員は任期4年ですから、1期ごとに交代するという事ではないのです。ですからこのリストに挙がっているところで、しばらく推奨されないということもあるかもわからないのですが、これはあくまで私どもの姿勢をあらわして、オールジャパンというときに地方をないがしろにしているという点で北海道、沖縄からということで、もし北海道の団体がうちは推奨しませんといったときに、次の団体に移りますよというだけで、1期ごとに評議員を変えるということは定款上もしていませんし、一般法上もそのような縛りをつけるのは難しいと思っております。

○松下参事官 項目2に移ります。「代表理事はマネジメント面での実績が明らかではなく、その点を懸念するという指摘がある。これに対して考えを伺いたい。」につきまして、御説明をお願いいたします。

○出口代表理事 まずここに書いていますとおり、理事は評議員会が選任して、さらに理事会で代表理事を選ぶという段取りになっておりますので、別紙1をご覧くださいと思いますが、今回の資料につきましては先週の金曜日に理事会決定しております。堀井評議員が署名・捺印をしていますが、これは総意としてここに出させていただきます。

別紙1に書いてありますとおり、準備委員会段階での議論として、いろいろ私のマネジメント能力について高く評価していただいております。当初は実は私自身は自分が代表理事をやるということまで考えていなかったのですが、特に指定後評議員の原丈人さんとい

う人からものすごく強く、おまえが引っ張っていかないとこれはだめだと、絶対だめだという強い主張がありまして、私も決心したというか、私にとってはあのときは申し上げませんでしたけれども、国立民族学博物館教授を続けられるかどうかという点については極めて危ないと思っていますし、ある意味ではいろいろな批判を代表理事は全部受けますので、これはなかなか大変な仕事だということもよくわかった上で、しかしながら、この点についてのマネジメント力、知識、経験ということで、原丈人さんという、この方は大変情熱的な方で御存じかも知れませんが、言い出したら強く主張される方で、ということになっています。

あと、理事の間で代表理事を選びますので、この点について1枚めくって別紙2で池内のほうから話をさせていただきます。

○池内理事 話が合ったとおり、大阪のフィランソロピー会議というものを立ち上げ、初めて出口先生ともお会いして、いろいろなことを話し合いました。したがって、日本に寄附文化をしっかりと醸成しないといけないというところで話があって、そういう経緯から出口先生とこういう休眠預金の話、大阪で是非立ち上げたいということで、そういうことで私も巻き込まれていったという表現は悪いのですが、是非やってみたいということで賛同して一緒にやりました。

この間、出口先生とやっておって、短期間にこれだけの書類をきっちりまとめあげるといふ能力に私も本当に感嘆しました。学校法人に私も長く勤めておりまして、許認可を得るときの申請書類等々には随分気を使う経験をしてまいりましたので、そういった意味でこの短期間にうまくまとめられている。そして、いろいろな団体からのフィランソロピー会議でありますので、出ておりますので、それをまとめ上げるというのは大変なのですが、今後もそれ以上に大変だろうと思いますが、出口先生なら安心して任せられるというふうに私ども理解して代表理事に選びましたので、そのこともあわせて書いておきました。

以上であります。

○出口代表理事 ありがとうございます。

それから1点、堀井評議員のことで一言是非つけ加えたいのは、堀井評議員というのはNHKという大組織の大阪放送局長、それから、NHKの理事を経験されているのですが、それと同時に関西・大阪21世紀協会の代表理事を経験していらっしゃるって、彼いわくは大組織のマネジメントとこういう小組織でいろいろな母体から、あるいはステークホルダーと言っていると思いますけれども、ちょっと特殊な形のマネジメントは全然違うんだということを強調してしまっていて、その点、私の経験についてはこういう小組織、しかもいろいろな関心があるところでのマネジメントの経験がしっかりあるということの評価をいただいております。

以上です。

○嶋田指定担当室長 ありがとうございます。

関連して、ちょっと耳の痛いお話もあるかもしれませんが、先日、面接された委

員の意見の中で、こういう話がありました。実は代表理事について研究者としての御知見は豊富だというのはわかりました。ただ、社会的課題解決の熱意は疑問であるとか、東京一極集中是正というのはよくわかるのだけれども、休眠預金を使って何を解決したいのかがいま一つ明確ではないという御趣旨の御意見があった。これは事実でございます。このことについてはどのようにお考えですか。

○出口代表理事 実は私、ずっとこの分野に関わってしまして、例えば今コミュニティー財団につきましては、大阪コミュニティー財団というのが1991年に旧制度のもとで設立されておりまして、日本で最大でございます。これの設立に私は深く関与しております。それから、それ以外にもジョンズ・ホプキンス大学というところに留学して、税制もそうですけれども、制度面の改革についてずっと尽力してきたところがあります。私自身としては今回の休眠預金のあり方についての議論が、つまり非営利セクター全体の政策である海外では、そういうものがごく一部の、セクター全体でない形で議論されているのではないかということに対して、非常に危惧を持っているところでございます。

これが成功するには、実を言うとNPO法人とかソーシャルセクターとか言われている社会的企業だけではなく、旧来のいわゆる助成財団とかそういったものが公益法人制度改革で制度面は変わりましたが、中の文化は全く変わっていないのです。主務官庁制に基づいて、はっきり言うと墓守と言われていています。助成財団は財産を守っているだけで、外部の方に選考をお願いして、自分たちは申請書をホチキスでとめるだけだ。ステープラー財団だとまで言われているのですが、そういったところをこれまでは公益認定等委員会のような制度面でやってきたわけですけれども、ここまで来たら私自身が自分自身で示していけないといけないという強い気持ちを持っているところでございます。

今回の件について、いわば休眠預金のだ真ん中である公益法人が、半ばほとんど動いていないということに関して、制度改革を行った人間からすると非常に残念に思っているところがありまして、私自身それを示していこうと思っています。

ですから休眠預金のことをきっかけに社会課題を解決し、そのためには旧来の縦割りの何とか法人、何とか法人というところの枠を取って、真の社会課題解決につなげたいと思っていますところでございます。

○松下参事官 では項目3に移ります。「職員の構成につき、特定の団体から多くの職員が出ており偏りがあるとの指摘がある。これに対する考え方を伺いたい。」について、御説明をお願いいたします。

○出口代表理事 私は文化の研究者で、私自身も関わったことがあるのですが、経営人類学という分野があって、いろいろ経営面での文化的側面を検討しているものがあるのですが、例えば企業の合併を考えていただいたらわかると思うのですが、対等合併とかすると文化が違うので、どちらのやり方にするのかということ、即座に内部でおかしくなるということがございます。それで最初からさまざまところの人たちを入れ込んでいきなりやるというよりも、まずはメジャーな文化がどこかというのをはっきりさせておい

て、その上で少しずつ組織全体の文化を確立していくという手法をとろうということで、みんなで相談してそのようにしております。

もう一つの理由は、何度も申し上げますが、現時点でいろいろな人を集めると、このスキームにふさわしい人材ではない形で、言ってみたら伝手を頼る形で集めてしまうということに対して非常に危惧しておりますので、最初のところは少し文化的な摩擦がないように固めて、その後増やしていく。これは全部、準備実施計画とか、業務実施計画のところに書き込んでございます。準備実施計画の2～3ページ、これはすごい大事な問題で、最初からいろいろ集めると、例えば旅費の精算の一つとか、パソコンのいわゆるデータの保存の仕方一つとか、そういうものの名前のつけ方一つ、そういうところで大混乱が起きるだろうと私はみんなで相談した結果、そういうことになっております。

先ほどのところは準備実施計画の2ページから3ページ、スタートは可能な限り少人数で、しかもこれはみなし公務員になりますので、さらに倫理規程とかがすごく大事になってきますので、まずそこのところをかつちり押さえるためにも、所属は全員総務部にして、まずそこを押さえて、文化的な色というのはそこを押さえてから広げていくということで、当初どうしてもしなければいけないことについてはプロジェクト制にしております。

今のところ大阪NPOセンターの関係者が多いのですが、今後増やすに当たってはこれ以上ここから増やすつもりはございませんので、多様性については多少のお時間は頂戴しますが、これは現実的にこのやり方以外ではなかなか難しいと私自身は思っております。

○嶋田指定担当室長　ありがとうございます。もうほとんどお答えになっているかと思えますけれども、一応、面接で委員の方々から、職員の構成についていろいろ指摘がございまして、特定団体出身者の割合が多いということで、当該項目についてCをつけてしまっている委員が複数いらっしゃるという事実がございます。ですので、ここについては仮に御指定された場合に、職員の出身者の偏りに対しては懸念をどういう形で払拭してくかというのが依然、論点としてはあると思うので、ここら辺についてももう少し具体的に何かいただけたら。

○出口代表理事　一番最後にもあるのですが、何回も言いますが、大阪でこれをしていくに当たって人を集めるにしても、指定前に就任承諾書をもっているのです。御存じかどうかわかりませんが、履歴書は女性に至っては主婦の期間まで全部写真までもらって書いてもらうわけです。そういう状況をこのスキームの中で大阪から立ち上げる中で、確実にいい人材を雇うという形を考えると、指定後、つまり内閣総理大臣の指定という権威を最大限に使うかどうかというのがキーポイントであって、そのために人数は少なく、かつ、文化的な摩擦が少ないために少なくしています。

それから、最後にもありますが、できればほかの団体が、私どもが選ばれたほかの団体が、これをやろうと思っていた人がいれば、その人たちも人事として受け入れたいと思っておりますので、こういう言い方がどうかわかりませんが、お馬さんの子供は生まれたときに立ち上がることができますが、本当に大事なものは指定を受けた後、内閣総理大臣の指定

という形でオールジャパンでやる以上、誕生のときは非常に多様性については懸念があるかもしれないけれども、実際にポテンシャルを考えたらこういうやり方がベストだろうと思っております。お答えになっているかどうかわかりませんが、ということでございます。

○松下参事官 では、次の項目4に移ります。「代表理事の報酬について、預金保険機構を参照する理由を伺いたい。また、事業計画において、660億円の運用資金収入とあるが、その考え方を伺いたい。」について御説明をお願いします。

○出口代表理事 まずこれ2つ質問があるのですが、どうして2つが1つになっているのかよくわからないのですが、前段の部分につきましては評議員会で代表理事の報酬は評議員会で決めることになっていますので、別紙3をおめくりください。別紙3でこれは評議員会の決定事項ですから、評議員会の議長の堀井から説明をさせていただいているとおりでございますが、休眠預金のスキームを考えたときに現在、存在している団体は預金保険機構しかありません。なので、まず預金保険機構の給与体系を参考にするということについてまず考えたわけです。これについて考えて、これを積極的に上げる理由があるのか、下げる理由があるのか、そういったことを検討していきましてけれども、それも見出せませんでした。

そこで、どういうことにしたかということ、ただ、預金保険機構をベースに基礎とするという形で一応、考えました。その結果、どういうことがあるかということ、実を言うと預金保険機構にも大阪の部署があつて、大阪の地域手当もあるのですが、地域手当というのは東京のほうが非常に高いところがありまして、大阪も高いのですが、これはちょっとあまりにも高いということがありまして、地域手当は半額にしています。この半額というのは東京の地域手当の半額で、預金保険機構の大阪の金額よりも少ないですけれども、半額にしています。それから、代表理事の報酬につきましては、これも少なくしているのですが、理由は実を言うともものすごく複雑な手当がいっぱいありまして、この報酬規程で給与計算をしたときに間違えるというリスクのほうが高かろうということで、ややこしいものは削っております。ということで、結果的には代表理事に関しては1割以上低い額になっています。

もう一つ大事なことは、つまりガバナンスが大事なときは、私の首が切られるという事態も考えておかないといけないわけです。そのときにこのポストでこの責任がある中で、次の代表理事が選べる給与体系にしておかないと、これはガバナンスが効かせないということがあります。実際に公益法人の中で御高齢の方がずっと代表理事や専務理事をやっているケースがあるのですが、聞くと後継者がつくれないということで、理由を聞くとどんどん報酬を下げておりまして、それでは代替することはできませんので、ある意味では私に関してはどんなことででっち上げられて辞職に追い込まれるかもわからないというぐらゐの気持ちではおりますので、仮に私が首を切られたとしてもちゃんと代替可能になるような額という観点からも、この額が妥当ではないかと思っております。

また、私自身は事務総長を兼ねます。これも私は公益認定をやっていたのでよくわかる



のですけれども、役員報酬を少なくして使用人勤務のところを足して総額を上げようというケースが結構あるのですが、私どもは逆にしております、事務総長につきましては無報酬。つまり非常に当初の特殊な状況ですから無報酬にしております、しっかりと報酬をとって情報公開をして説明責任を果たそうと思っております。

なお、この指摘があったときに資金分配団体との差が開くという発言があつて、私はあのときにカメラが回っていたので言おうかどうしようか迷ったのですが、先ほども申し上げましたとおり、私どもとしては今、現にあるこのスキームの中に現に存在しているのは預金保険機構しかないわけでありまして、資金分配団体との給料が開くという発言については、公正性の観点から何か特定のところを想定しているのではないかというように受けとめました。はっきり言って、非常にそれはおかしいのではないかということ、この場で申し上げておきたいと思えます。

それから、660億円の運用資金収入とあるが、その考え方を伺いたいということですが、これについても質問自体、大変驚いております。まず会計をどのくらい皆さんわかっていらっしゃるのかあれですが、活用法の26条第4項で、この会計は収支決算書を作ることになっています。ここは御承知いただいておりますとおりでと思います。それから、公募要領の7ページで、会計については資金収支ベースで行うことになっております。したがって、資金収支ベースのものを組み立てたわけでございます。

このお金は一体何かというと、ここに書いてありますとおり、回答書の真ん中ぐらい赤字にしていますが、活用法の第29条第1項に運用資金を設け、休眠預金等交付金のうち運用資金に充てるべきものとして交付を受けた金額というのが660億円ですから、これを勘定科目として交付金運用資金収入としたわけでございます。それで例えば資金収支ベースの一般的な会計基準であります昭和60年公益法人会計基準では、ここに持ってきましたけれども、別表では基本財産に指定された寄附金については、基本財産収入という勘定科目名を使いなさいということになっています。今回はわざわざ基本財産にということではなくて、運用資金に充てるべきものということでございましたので、この法律どおりの交付金運用資金収入という用語を使わせていただいております。

私自身は、この質問については納得が全くいっておりませんで、さらに1ページめくっていただいて4ページの上のほうですが、ここは資金収支ベースの会計上のあれですけれども、私ども公益認定を取りますので平成20年会計基準に沿う形だと特定資産という形で運用するのですが、これにつきましてはここに書いてありますとおり認定法、施行規則の22条1号の公益目的保有財産、さらに同2号の管理業務に使用される財産に相当しますので、いずれも認定法上の控除対象財産でございます。

今日は非常に冷静でこういうふうにしやべっていますが、実は面接時に冒頭で、私どものこの提案は、指定活用団体が公益認定をとってするということがある意味では大前提なわけですけれども、面接の冒頭に、認定基準である遊休財産規制にひっかかるという指摘がございました。これは皆さん聞いていらしかったと思えます。これは我々の提案全面

否定なのです。さらにそれをした方が、私は公益認定等委員会の元委員ですけれども、現職の委員がされましたので、そこであれこれやったところで相手方は公認会計士、私は民博教授という肩書がございますから議論にならないところでございます。

ただ、これも皆さん御承知のとおり、第9回の皆様方の休眠預金等活用審議会においてこの点が議論されていて、一般財団法人とするか、税の優遇のある公益財団法人とするか、申請財団の自由とすることになっておりましたので、公益認定基準、しかも遊休財産に抵触するという発言は、我々としては断固許せないと思っています。しかもあれが冒頭にありましたので、他の委員にしてみたら現職の認定委員が言っていることですから、こちらが言っていることが全部間違いだという印象を与えますし、あそこで反論することもカメラが回っていましたので、これはどちらを信じるか、周りの人がどちらを信じるかになりますので、私としてはあの場合は、その後も非常に実はなかなか苦しいことではございましたが、そういう状況がございました。そういう点で今回の機会を与えていただいたことに関しては、大変ありがたいことだと思います。

この件については事務方の意見をお伺いすることはできませんでしょうか。無理ならあれですが、あのときにこの箇所だけではないのです。認定法に係ることで間違いをおっしゃったのは。法律で一般財団法人になっているから何で申請するのかというような発言もありましたし、あれは認定法第2条で公益財団法人というのは、公益認定を受けた一般財団法人のことをいうというのが定義でございますし、それから、公益目的事業は幾つかとか、これも持ってきましたが、内閣府のFAQでその種のことは全部出ていますけれども、認定法と指定活用法のことを両方わかっている人が非常に少ないので、肩書だけで議論が進むことがありますので、私としては非常に苦しいのですけれども、この点については。

それから、第10回の審議会のときに、認定法5条4号の特別の利益供与と同じ条文が出てきたときについても、おかしいことがありましたので、私が申請した大きな理由の一つは、私が心血注いでつくり上げた公益法人制度が、まさにがたがたになろうとしているということもございます。それを何とか自らちゃんとしたいという意向もございます。

○嶋田指定担当室長 ありがとうございます。

御主張されたいことは今この場で議事録が残りますので、それはそれでまた公になっていきますので、皆さんに知らしめることとなります。事務局としてどう考えるかは審査に関わる問題がございましたので、それについては御容赦いただきたいと思えます。

その上で御質問をさせていただきたいのですけれども、代表理事の報酬についての話に戻りますが、今のお話では論理的に導かれたということとか、自分はリスクを負うのだから後継者ということも考えると、それなりでなければいけないというような御説明だったと理解しましたが、国民目線といいましょうか、一般から見てそれでも代表理事の報酬が高過ぎるのではないかという批判がもし仮に出た場合には、どういうふうに説明をしたらよろしいか、もう一回お聞かせいただけないでしょうか。

○出口代表理事 それは今日持ってきました3ページの1段目というか、3行目に「また」

と書いてありますが、ここに結論で、我々がこだわっているのは論理だけなのです。ですから額ではございません。

今のようなことは当然あり得る話だと思っています。国民目線から見て高いのではないかというようなことがあり得るのではないかと思うのですが、その場合、是非どういう論理構成ですれば妥当な額が出せるのかということについて御教示いただきたい。審議会等でちゃんと出していただければ、私どもとしては理事長の報酬については評議員会に再考を求めることについて、やぶさかではありませんとここに書いてありますとおりでございます。

ただ、これは感情論でするのであればなかなか難しい。特に公共資産の問題は非常に大きいと思っています。それから、こう言ったらあれですが、ミスは起こさないようにしますけれども、国民のバッシングというのは非常に出てくると思いますので、その際に報酬の何%カットというのもせざるを得ない場合も出てくると思います。そういった面も含めていろいろ考えての金額でございまして、もしこれについて何か説明できるようなものが。  
○池内理事 私なんかは学校法人ですから、私どもの場合は役員報酬審議会というものを作っておるのです。必ず4年に1回開いて、それは評議員の委員長とかそういう者が出て、4年に1回必ず見直しをしてもらおうという形でやっていっていますので、必ずステークホルダーに納得してもらえるような金額にしていっているという感じで回しておるのですが、もし私が提案するとしたら、そういうものを提案したいと思います。

○出口代表理事 ありがとうございます。なるほど。

それから、御承知と申しますが、預金保険機構の報酬につきましては国等に関わるもので、この妥当性については公表されているところでございます。

○松下参事官 もう一つ、少し異なる質問ですけれども、準備行為実施期間、来年1月から3月ですとか、来年度も交付金が入るまでに必要な経費については、どのように賄われるかということについて教えていただけますか。

○出口代表理事 これは職員で担当を置きまして借り入れをする予定です。借り入れにつきましても公募するかどうかということで大分議論しましたが、監事のほうから実はいわゆる反社会的勢力との関係とかも十分注意しなければいけないということがありまして、幾つかの金融機関から募集をかけるという形になろうかと思っております。

それで全部、金利はこちらで負担しなければいけないので、その部分も計算しているところでございます。

○松下参事官 次に移ります。項目5「資金分配団体の法人格を認定NPO法人や公益法人に限定することで、制度に参加・活用できる層が狭くなる可能性がある点につき、どのように考えるか伺いたい。」について御説明をお願いいたします。

○出口代表理事 これはここに書いてありますとおり、メリットを3点書かせていただいておりますが、このメリットを十分に押さえることが大事だと思うのですが、相対値基準の場合は認定NPO、受け取った先が税制上の優遇措置からすっ飛ばす可能性があるという

ことと、資金を回収する場面が出てくるのですが、これも残余財産の贈与先を定めた公益法人の場合ですけれども、認定法5条17号というものがあって、公益法人でないと法的に回収できない。つまり民民の状態、民間対民間で私的な契約に基づいて返せるケースと、民間公益活動を行う団体が、例えば欠格事由なんかが発生して即取り消しになったときには、認定法の法律上の制約がかかるわけです。そのときに指定活用団体が5条17号に相当する法人でないと、これは回収できないということになりますので、これも絶対に必要だろうと。

さらに実を言いますと公益法人と認定NPOについては、警察庁長官への意見照会が担保されているということがあります。しかもこれは公益法人の場合、欠格事由ですから何か反社会的勢力とか暴力団関係者がいた場合に、これはチェックが可能だと。我々民間対民間でここまでやる努力はいたしますけれども、それでもこういう制度があるときにこれを使わないというのは、私自身はおかしいと思っています。

狭くなるかということに関しましては、1番に書いてあるとおり現行でも認定NPO法人1,030、公益法人9,564、実施計画書に書いてあるとおり、実を言うとこれ以外にも若干あるのですが、説明すると長くなるので省きますが、これだけのものがあるということでございます。

さらに審議会等で議論されたように、新しいネットワークを作って何かやるんだということがあるわけですが、これも是非一般財団とか一般社団を作って公益認定を受けて申請するという形をとっていただきたい。認定NPOでも結構ですけれども、ちなみに内閣府の公益認定の標準処理期間は4カ月です。ただ、これはいわゆる公益認定等委員会が変なことをごちゃごちゃ言い出すと長くなりますけれども、そういうことがあってなかなか運用があれなのですが、そこについては私ども伴走支援といいますか、公益認定等委員会がごちゃごちゃ言っているような場合には、法律に基づいて不適切な指導がないようにちゃんとしたいと思っています。実際に私自身が常勤委員だったときに、東日本大震災が発生して、このときは申請から数週間での認定の実績もあります。

もう一つは、資金分配団体は選定するのと、実際に助成するのと、タイムラグが生じるようになっていきます。したがって、選定するときには例えば公益の認定申請中であるとか、認定NPO法人申請中であるというときにも審査をして、実際に警察庁長官との警察照会と呼んでいましたが、そういうものを全部終えて認定を受けた後に助成金を出すという形を、ずらすことによって少なくとも新しい法人が申請できないということはないと思います。

繰り返しになりますが、いわゆる公益法人制度にしても、認定NPO制度にしても、こういう分野をとにかく応援していこうという制度でございまして、そういう制度と連動させることが非常に大事で、もし例えば公益認定等委員会がとんでもないことを言って認定が遅れることがあれば、そのようなものも私どもとしてはちゃんと正していきたい。それだけのこちらは知識があると自負しているところでございます。

以上でございます。

○嶋田指定担当室長 ありがとうございます。

それでは、資金分配団体の資格とか、そこら辺についてはお話しいただいたとおりというところでわかりましたけれども、そのときの資格とか認定NPO法人でなければいけないとか、公益法人でなければならないといけないという基準以外に、こういったことが基準として欲しいとか、あるいは公募ということになると、単に公募という以外にプロセスが、それをどういうふうに絞り込んでいくのかといったプロセス。あと一つお願いしたいのは、結果的に全国で大体どれぐらいの資金分配団体をまずは指定するのかと、分配団体としてどのぐらいの額を助成していくのかといったことについてのイメージがもしあるようでしたら、教えていただきたいと思います。

○出口代表理事 一番大事な御質問で、それは申請書の業務実施計画の後半のほうから説明させていただこうかなと思いますけれども、業務実施計画の14ページ、通算の73ページです。

実を言いますと、新公益法人制度が10年になりますけれども、幾つかの県では新規の公益法人がまだ1個も出ていない県がございます。私どもとしては、この制度が国民的理解を得るためには当然、法律に基づいた成果が上がるということももちろん大事ですが、民間公益団体が各県からは出ないといけないだろうと思っています。

ただ、それを無理やり上からやるとばらまきになるということでございますので、ばらまきでなく、全国津々浦々に生かすにはどうしたらいいのかと考えたのが、このブレークダウン方式とクロスボーダー選考でございます。

まず全国を東日本と西日本に分けさせていただきました。これはお分かりいただくかもわかりませんが、つまり東京が入ったエリアと入っていないエリアということでございます。資金分配団体につきましては、私どもはいわゆるお願いするとか仕掛けるとかそういうことを一切するつもりはございません。私どもの趣旨を全国8カ所でしっかりと説明して、それに御理解いただいたところに手を挙げていただくということを考えております。したがって、1年目は地域的にばらつくと思います。この地域的なばらつきをまず東日本と西日本において考えるということです。

別に東京が多くても構わないのですけれども、その次に今度はエリアを見て、あるいは資金分配団体の活動分野を見て、さらに東日本で既にあるところとそうでない部分に分ける。西日本で既に出てきている部分とそうでない部分に分けるという形で、空白地区を細分化することによってつくらないようにして、22年度には少なくとも8カ所に、これは資金分配団体です。全都道府県というのは民間公益活動団体なのですが、22年度にはこれだけの地区に少なくとも1つの資金分配団体が手を挙げていただくような形をとろうと。したがって、例えば2年目で九州がゼロとか四国がゼロの場合には、九州とか四国に説明会を開く。もちろん説明会についてはビデオを撮ってICTを使ってわかりやすく知らしめるような形をとろうかと思っていますが、そういう形と、あくまで手を挙げていただく

いうところを中心にこういう形でやっております。したがって、全体で幾つということについての目標は持たないつもりでございます。

さらに先ほど申し上げたとおり、資金分配団体の指定と助成金、助成額の決定はずれま  
すし、時期もあれですから場合によっては資金分配団体としてこちらで選ばせていただい  
て、その年度は助成金はとらないという団体もあってもいいと思っています。逆に言うと  
地区が多いところにつきましても、なるべくその間でいい意味での競争ができるような形  
をとれるように持っていけないかなと考えているところでございます。

これが今の後半の部分でございますが、前半の部分のお話につきましては業務規程に書  
き込めということで、業務規程にしっかり書き込んでいるのですが、通算で102ページ、一  
番下から、これは基本方針に全部、かなり挙げられておりますので、そのことを一つ一つ  
チェックしていただくような形をとっております。長いので読みませんが、これは  
業務規程にもしっかり書き込んであります。大きく1項目めという事業の遂行の部分、こ  
の部分と104ページにあります第2項目にあります、実は基本方針に挙げられているガバナ  
ンス、コンプライアンス体制ということについてと、3項目めについて、ここは特色です  
けれども、民間公益活動を行う団体の地域性について十分な知識があることとか、助成す  
る側に対して規模に対して過大な要求をしていないとか、このようなことを挙げている  
ところでございます。

○松下参事官 ありがとうございます。

次に移ります。項目6「立法時の趣旨や国民一般から見ても中立・公正な業務運営の実  
効性を、どのように担保していくのか、具体的な仕組みや対応方針を伺いたい。」につい  
て御説明をお願いします。

○出口代表理事 そこに1から5を書いています、ちょっと略して考え方のところにあ  
れしますと、まず私どもは我々が公正であるとか中立であるとか、幾ら判断してもだめだ  
と思っています。これは国民が我々をどう見るかということが一番のポイントで、そのた  
めには情報公開だと思っていまして、御承知のとおり私どもは既にホームページと、まず  
第1に休眠預金を引き出してくださいということから、FAQから、あるいは議員連盟への謝  
辞とか、かなりの量の情報公開を行っているつもりでございます。これを徹底しない限り、  
幾ら自分たちは公正だと言っても全然だめだろうと思っています。

2つ目に手続的清廉性ということを非常に強く言っております、私どもは先ほども申  
し上げましたが、資金分配団体についても民間公益団体についても全く想定しておりませ  
ん。どういう団体がどうだということについて一切想定しておりません。このことは非常  
に重要だと思っております。

もう一つは、先ほど申し上げた認定法5条4号の特別の利益供与について非常に細かな  
権限を引いておりまして、要は民間公益活動団体というのは今回、企業でもいい形になっ  
ていますので、その企業の例えば株式を我々の誰かが取得していたということになると具  
合が悪いので、そういったところも含めて毎回情報を提出するようにしています。

もう一つは倫理規程でございます。これも非常に重要で、我々はみなし公務員になりますので、倫理規程につきましてはほぼ公務員と同じように飲食その他のことについて制限をかけておまして、これについても職員に徹底させるためにも、先ほど申し上げましたが、総務部というところに1回入って、申請書には倫理規程の一部を暗唱させるとまで書いているのですが、そのくらいしてあれしないと本人は悪いと思っていないけれども、適用するルールが違うのでだめですよということにならないように最善の努力をしているつもりであります。ここは非常に気を使っているところであります。

先ほど来、申し上げています警察庁長官への意見聴取など、制度的に組み込まれているものは全部生かさないと、我々だけで何かやるというのはとても無理だと思っています。

クロスボーダー選考とかで、一般人も選考のプロセスに入っていくようにしております。選考については理事は最終的な責任を追うためのあれはしますけれども、実質的な選考には理事は関わらない格好にしております。

以上、そういったところでございます。

○嶋田指定担当室長 ありがとうございます。

中立・公正な業務運営をどう担保するかという話については、御説明、御回答があったとおりでということで賜りましたけれども、審議会の委員の中に実は耳が痛い話で恐縮なのでございますが、業務の実施の体制に関して基本的に意見を聴取してから体制を構築するとしておって、具体性に乏しいのではないかと。具体的に詰められていなくて8ブロックでヒアリングをしてということなのだけれども、ある程度の行動計画が欲しいということで、個別項目でCとした委員がいらっしゃるのが1人と、もう一つ、業務の実施に関して評価、日常的にどうやっていくのか。定性評価について団体内で組織を確立すべきだと思うのだけれどもということで、個別評価でCとつけている委員がいらっしゃるのですが、そこら辺についてもお伺いできればと思います。

○出口代表理事 それは業務実施計画の優先的課題の41ページ、通算で101ページです。逆に私から質問をしたいのですが、優先的に解決すべき社会課題を我々が決定するというのが基本方針に入っていますが、101の真ん中の斜めに書いてあるところが基本方針の13ページですけれども、ここに何て書いてあるかということ、我々が社会的課題を決定するのだけれども、その際、資金分配団体や民間公益活動を行う団体との相互主体的な関係のもと、現場からの意見やニーズについて十分考慮しなければならないと書いてあります。繰り返しますが、現時点で資金分配団体や民間公益活動を行う団体というのはいないわけです。この中でどうやってこれを実現したらいいのかということに関して、私どもは大変悩んでやり方をとったというわけです。

これに従わなくていいということであれば、もちろん自分たちでつくりますけれども、逆に基本方針でこれを書いている以上、申請書の段階で社会課題が出ているというのは基本方針違反で、それは委員のおっしゃることがおかしいのではないのでしょうかと思います。

評価につきましては、これもこのときに申し上げましたが、とにかく社会的インパクト

評価イニシアチブというのが評価の定義をがらっと変えていますので、どういうふうにしていいのかよくわからないというところがあるのですが、私どもとしては定性的評価と定量的評価を十分組み合わせて、評価がつまり不適正である。つまり数字を盛っているとかというような批判が出れば、この制度は幾らいいことをやっても崩れるのです。ですから各団体が数字を使うのであれば厳正な評価で使っていただきたいし、ちょっと数字というのはわからなくて、感覚だけでやっているんだということに関しては、定性的評価を各団体がやっていただくということにしております。

一番最後に、その他のあれで評価指針策定等委員会の承諾書とありますが、3名の委員を既にお願ひしております、静岡県立大学の津富先生初め、3名の委員に依頼しております、ここで今の社会的インパクト評価イニシアチブが抱える問題点をクリアしながら、なおかつこれは基本方針に入っているの、あまりそれをちゃぶ台をひっくり返すようなことをするとまた大変なことになるので、そこはそこで今、準備をされているところについては十分にそれは乗っていただきながら、地方のところでもできるような形でソフトランディングを考えているところでございます。

したがいまして、101ページに先ほど書いてあったような優先的課題を現場からの意見やニーズについて十分に考慮しながら資金分配団体や云々というところから、これを尊重する上では最初から全部セットするというのであればもちろん我々やりましたが、我々としてはあくまで基本方針に忠実に従ったということでございます。

○松下参事官 時間もございますので、あと2つございますので項目7に移ります。「5年後見直しを念頭に、休眠預金等活用制度の良さ・納得感が、ソーシャルセクターや一般に広く共有されるための業務の進め方について、具体的な仕組みや対応方針を伺いたい。」について御説明をお願いいたします。

○出口代表理事 これにつきましては、実はソーシャルセクターというのも、これは議事録を全部チェックしましたが、明確な定義がなく、基本方針の中に括弧して公益活動に関わる分野と書いてあるだけなのです。実はこの用語を使っている委員というのは非常に限られておまして、なおかつ、これがいわゆる切り取って排除的概念という言い方はちょっときついのですが、従来にない新しいトレンドを切り取って使っている用語の方と、基本方針はまさにそうではなくて公益活動に関わる分野ですから、包摂的な概念として使っているのです。

私は面接のときにソーシャルセクターの定義がはっきりしていないからと言ったのは、ソーシャルセクターを議論する人によってイメージしていることが違うからでありまして、その状態で全国民に納得感が得られるということはまずあり得ないだろうと思っております。そのことから先ほど来、言っていますブレークダウン方式で、まず大阪にいたら痛切に思うのですけれども、全然知られていない。これを何とかして我々のものだと、皆さんの預金なわけですから、こういうことをまず全国各地で共有していただいて、ここにWe feelingという言い方をしていますが、これは我々のものだとすることをまず納得していただくこ



とになろうかと思えます。

予算につきましては、法律で成果が上がるものということでちゃんとなっていますので、予算については粛々と実行していくことになろうと思うのですけれども、5年後においてソーシャルセクターの概念が、やはり共有されていないとどちらがどうということではないのですが、共有されていないとこれは国民の間に大変な亀裂を生むような形になるのではないかと思っています。

その点で我々としては東京とパイプのある団体、これは実は民間の助成財団の場合は星座という言い方をするのですけれども、コンステレーションとって民間ですからある特定の人たちを支援して、そこを広げるという方法がいい方法だと、星の星座をつなぐように自分たちの助成先を広げていくというのは、実はいい方法だと言われているのです。ですから例えばアメリカの助成財団がそういう方法をとるのはいいかもわかりませんが、これは準公的なお金ですから、そのコンステレーションの星座的なやり方ではだめで、全国民に同じ情報量を与えて、とにかく国民から手を挙げていただくように懇請することに徹底してやっていきたいと思っています。非常に難しいことを申し上げているのですが、それをしないとこれはだめだと思えます。一部の人だけがやっていると思われたら、どんなに成果がよくてもこれはみんなにサポートしてもらえないだろうと思っています。

○嶋田指定担当室長 ありがとうございます。回答の8ページの中段ごろに、全国を2区分、4区分、6区分ということで時間軸を分けてじっくり誘発するというような形で進められるということをございますけれども、一方で5年後見直しということですから、ある程度、5年たったときに何らかのいい成果が見えていないといけない。それが期待されているところもあると思うのですけれども、そこら辺のじっくり待つのと、5年後見直しである程度何か成果を出していくのはどういうふうに関立されるか。

○出口代表理事 それはここに書きましたけれども、大山康晴流と書かせていただいたのは、実は100のいいことがあっても1つの変なことがあつたらすつ飛んでしまう制度だと私は思っています。

したがって、まず大事なものは納得感であって、そのために実施計画書の5年後の数値目標というのが実にシンプルにさせていただいているのですけれども、72ページです。5年後の目標として全国6ブロックに分けて、民間公益活動を行う団体に助成するあれを100%ということをお願いしているのは、まず地域的に多少こう偏りがあってもいいと思うのですけれども、先ほど申し上げたように、例えば公益認定制度が10年たってある県では新規の公益認定がゼロだとか、そのような状態があるのですけれども、そういうことにならないようにするという思いっきり防御のようなのですが、実は攻めているのです。

どうしてかという、各団体は自分たちの成果というものを定性的評価でもいいわけですから、思い切ってPRしてくると思います。私どもはそれをいただきまして個人情報とかいろいろあるのですが、それを私どものサーバーでアップして、逆に言うとそこにいろいろアクセスしていただくような形をとっています。それから、評価書には、これはあのと

き説明しましたが、学術のジャーナルのように皆さんやはりどこか参考にした例とか、そういうものが例えば自分のところの団体の過去の例とかも含めてあるわけですから、そういうものを記載していただいて、そのことを定性的なこういう格好で可視化することが可能ですから、定性的な評価を可視化することで、皆さんストーリーとしてこういう成果が上がったということは、どんどん言っただけだと私どもも思っていますので、まずこれは暴力団に使われたとか、反社会的勢力どうのということに対して、そのことばかり気にはいけないのですけれども、それは制度をうまく使いながら守りつつ攻めるという形をとらせていただいているところでございます。

○松下参事官 では項目8に移ります。最後ですけれども、「申請団体は複数団体が応募しているが、一団体が選ばれることで、休眠預金を活用した民間公益活動へのオールジャパンの取組が阻害される懸念はないか。また、今後、指定された場合の対応方針があれば、考え方を伺いたい。」ということについて、御説明をお願いいたします。

○出口代表理事 この懸念のあれがびんと来ないのです。我々は大阪におりますので、ここに書いてありますとおり公募である以上、例えば申請がなかったとか、申請が1団体だったとか、申請が1団体だったら多分今のあれだと大変だったと思いますよ。いろいろ言われて。そういう状況に比べると幾つか手が挙がったということは、私どもとしてはいいことではないかな。逆に言うと、全然手が挙がらないようだと言われている日本の市民社会組織というものが十分に成熟していないということをあらわすことになりますので、特に私どもとしてはこれがまた東京の団体だけだったりすると、これは幾ら地方活性化と言っているも事実上、東京一極集中を是認することになってしまうので、それはやはりいかんだろうということで手を挙げさせていただいているところでございます。

我々が想像するに当たっての欠点というのが、あまりにも競争が激化した結果、勝者と敗者のグループで亀裂が入るという事態があれば、それはあれなのでしょうけれども、例えばある団体が既にいろいろ決めてしまって、ある指定活用団体が決まれば自動的に資金分配団体も決まるような形になっているようなことになれば、それは亀裂を生じることになるでしょうけれども、私どもはそういうこともしておりませんので、ホームページでも他人様から文句を言われる筋合いはないということで、堂々と出しているところでございます。

ただ、御指摘のありましたとおり、当初の人事面につきましては、いかんせん大阪での休眠預金のことを本当に知られていなかったです。これだけのメンバーを集めるだけで大変でしたけれども、さらに人事を完成させた状態で申請させるのではなく、内閣総理大臣の指定という権威をもって出そうということにしていますので、我々としては先ほど言いましたように生まれてすぐの馬がすぐ走る状態のものではなくて、人間の赤ちゃんのようにポテンシャルがすごくあって成長するという形をとっておりますので、人事につきましてもこれから外部の方をどんどん入れるという形をとっておりますので、仮に我々が指定された場合には、他の申請団体に名前を連ねた方であっても、我々とともに民間公益の

ために尽くしていただけるのであれば、我々としてはいつでも門戸を開いてお待ちしております。

私自身、公益法人の制度について何かやるということに関しまして、大阪にいたわけですが、3年間は常勤委員として転居して東京でそれをやったわけでございますので、是非大阪にも来ていただきたいし、働き方改革もありますので、ICTを含めて事情があって毎日できないという場合に、大阪まで来られないという場合については、また理事会等で相談させていただきますが、あらゆるポテンシャル、可能性を考えて、とにかく私としては民間公益活動のために何かする方というのは同志でございますから、一緒にやらせていただきたいなと思っております。

とりわけ私どもとしては法律で公募となっている以上、申請の団体から資金分配団体として特定の団体を想定することは一切しておりませんので、我々が指定活用団体となったときには、全ての団体が等距離で距離を保ったまま挑戦していただけるということでございます。ですからどうぞ挑戦で、例えば東京からの申請が多くなる可能性もありますが、東京は何件、と絞るつもりは先ほど言ったようにございません。資金分配団体という形でまず規程に従って登録していただくところからまずスタートしますので、是非多ければ多いほどいいというふうには思っております。

○松下参事官 よろしいですか。ありがとうございました。

○出口代表理事 ありがとうございます。本当にこの機会をいただいて感謝しております。あのときはなかなか全否定されたという、3人ともでしたけれども、その後、本当にどうしようかなという思いが非常に強かったこともございますので、本当に感謝しております。ありがとうございます。

○松下参事官 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして懸念事項等の確認を終了します。

最後に2点、御連絡事項がございます。

1つ目が指定の時期についてでございます。当初、指定の時期については年内の予定としていたところでございますが、本日の懸念事項の確認結果の整理もございますので、年明けなるべく早くに指定できるようにしたいと考えております。

2点目です。申請書類の黒塗りの確認依頼につきましてでございます。この審議会で配付した申請書類と審議会の議事録、今日の資料、いただいた回答の資料と今日の議事録につきましては、選定の結果にかかわらず、指定活用団体の指定後に黒塗り部分の確認の依頼をさせていただきますので、御承知おきください。

以上でございます。

○出口代表理事 日程のことについて質問してよろしいですか。

今のスケジュールですと、これから審議会をして基本計画をつくられるわけですね。基本計画をつくられて、こちらの予算、役員の認可その他があってということで、私ども実は全部シミュレーションして、日程も考えているのですが、それに影響しそうなのと、

先ほど非常にショックだったのですが、基本方針に従って社会課題のところについては前半で相当業務が増える格好になっておりまして、そのことも含めて再調整しないといけないのですが、それから、公益認定申請につきましてもようやく向こうのシステムが変えられたということで、これからになるのですが、今のスケジュールに合わせて当初のその後のスケジュールがどんな感じになるのか。つまり4月1日で全部予算も含めて、あれは法律の中に入っていましたっけ。どうでしたっけね。つまり制約のある中と、何度も言いますが、一般財団社団法で予算に関わる審議について、理事会開催後、14日あけて評議員会を開かなければいけなくて、評議員会を開かないと予算が決まらないということがありますので、その辺の日程についても一度整理していただいて、我々としても覚悟を決めていかないといけないと思っているところでございます。

当初の3カ月については本当に業務が大変だということを想像しておりますので、是非御協力をいただければと思っております。勝手なお願いで。

○松下参事官 ありがとうございます。